

2022（令和4）年6月30日

札幌刑務所長 妙 圓 蘭 史 殿

札幌弁護士会
会 長 佐 藤 昭 彦

同人権擁護委員会
委員長 難 波 徹 基

勸 告 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴刑務所は、2018（平成30）年12月上旬、自弁のちり紙のない申立人が、ちり紙の不足を訴えて貴所職員に対して複数回に亘って追加交付を願い出たところ、貴所職員はこれをいずれも拒絶し、遅くとも同月11日から、同月17日に申立人が第三者によりちり紙の差入れを受けるまでの間、申立人をちり紙の使用に支障を来たす不衛生な環境に置いた。

当会は、上記貴所職員の対応は申立人の人権を侵害するものであると認め、今後は被収容者からちり紙の追加交付の申出があった際には、不足が認められれば速やかに交付するように勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

調査報告書

下記人権救済申立事件につき、以下のとおり調査結果を報告します。

記

事件名 ちり紙の不交付に関する人権救済申立事件
事件番号 2019-7
受付日 2019（令和元）年7月18日
申立人 ●●●●
相手方 札幌刑務所

第1 意見

札幌刑務所に対し、別紙のとおり勧告する。

第2 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

申立人は、刑事施設職員に対し、遅くとも平成30年12月2日にはちり紙の不足を理由に追加交付を求めたにもかかわらず、同所職員がこれを拒否し、申立人にちり紙を交付しなかったことは人権侵害である。

2 申立の理由

申立人はもともと鼻炎の症状があり、症状を抑制する薬剤を1日3回服用していた。

昼食後の服用については毎月1回当月分の薬剤をまとめて備品として就労工場に持参して担当職員に預け、毎昼食後に職員から交付を受けて服用していた。

ところが、平成30年の9月又は10月頃に就労工場が変更となったが、同工場の担当職員が、備品の交付を求める被収容者の人数が多いことから、面倒がって昼食後の薬剤の交付申請を断るようになり、同職員から「もう預けるな」と言われた。

このため申立人は、11月には薬剤を預けることをやめたところ、鼻炎が再発し、11月当時はちり紙を多く使用する状況にあった。

加えて11月下旬に便潜血検査があったが、申立人はもともと便秘気味のため、便が出るように整腸剤を服用していたところ、却って水っぽい便が出るなどして、便の拭き取りに失敗したり、便器から便が滑り落ちてしまい上手く取り出すことが出来ず、便器に多めにちり紙を敷いたりするなどして通常より多めに使用していた。

このような状況で、11月25日頃にちり紙の交付があったものの、12月2日の時点で3回は検便に失敗しており、このためちり紙が不足してきたため、申立人は職員に対して追加交付を願い出た。

しかしながら、対応した職員はこの要請を拒否した。

申立人は、12月10日に再度職員に追加交付を願い出たところ、やはりこれも拒否された。

申立人は、特別購入をさせて欲しいと願い出たところ、「誰かに入れてもらえ。特別購入はダメだ。」と言われ、これも拒否された。

申立人は、12月13日に別の職員に願い出たところ「鼻水は手で拭け、大便はタオルで拭け」と言われ、やはり拒否された。

申立人は「もうダメだ」と思い、母親に手紙を発信し、当時別件の民事事件を依頼していた●●●●弁護士に差入れをするように依頼した。これにより、後日ようやく同弁護士にちり紙を差入れてもらった。

12月3日から13日までの間、ちり紙がなく、鼻水も大便も手で拭かなければならなかった。

申立人は、令和元年7月18日に札幌弁護士会に、上記事実を含む7件について人権調査を申し立てた。

第3 申立人等の提出した資料及び札幌刑務所、関係者らに対して行った照会について（いずれも事実認定に用いたものに限る）

1 札幌刑務所に対する照会及び回答

(1) 令和2年8月3日付質問事項

- | |
|--|
| <p>ア 被収容者に交付するちり紙に一月あたりの上限枚数はありますか。ある場合、超過使用の申出があった場合どう対応しますか。</p> <p>イ 平成30年12月2日頃、申立人がちり紙の追加を願い出た事実がありますか。ある場合どのように対応しましたか。</p> <p>ウ 同年12月13日頃、申立人が外部からちり紙の差し入れを受けた事実がありますか。</p> |
|--|

(2) 同月20日付回答事項

ア 当所では、受刑者に対し、ちり紙を1か月につき400枚支給している（自弁のちり紙を所持している者を除く）。また、受刑者からちり紙が不足している旨の申出があった場合、不足していることが認められれば追加分を支給している。

イ 照会に係る記録がないため、回答することができない。

ウ 平成30年12月17日、差入人Aから申立人に対し、ちり紙の差入れがあった。

(3) 令和3年4月1日付質問事項

ア 貴所の被収容者がちり紙の追加交付を依頼する場合、かかる申出は願箋の提出等により記録化されますか。

イ 前項の質問に「記録化される」とご回答いただいた場合、申立人から平成30年12月2日頃ちり紙追加を申し出た事実について、記録がない具体的な理由は何ですか。

(4) 同月12日付回答

当所では、受刑者からちり紙の追加の支給に関する申出があった場合、当該申出に係る願箋の提出は受け付けておらず、また、それ以外の方法による記録もしていない。

(5) 同年11月4日付質問事項

ア 平成30年11月ないし12月当時、被収容者にちり紙を支給するのは毎月何日でしたか。

イ ちり紙のメーカー、商品名、素材、想定されている用途をご教示ください。

ウ 貴所では、平成30年11月から12月にかけて、申立人に鼻炎の症状があったかどうか把握していましたか。している場合、申立人に対して症状を抑える薬剤（市販薬を含む）は交付されましたか。

エ 平成30年11月頃、貴所の職員（●●氏）が、申立人から昼食後に鼻炎の症状を抑える薬剤の交付を申請されたにもかかわらず、これを申立人に交付しなかった事実がありますか。

オ 平成30年11月下旬から12月上旬頃、申立人に対して検便が行われましたか。

カ 前項の質問に「はい」とご回答頂いた場合、申立人が便の回収に複数回失敗したという事実がありますか。

キ 貴所では、平成30年11月から12月にかけて、申立人に便秘の症状があったかどうか把握していましたか。把握されている場合、申立人に対して症状を抑える薬剤（市販薬を含む）は交付されましたか。

ク 平成30年12月17日、●●●●氏から申立人に対してちり紙の差入れがされていますが、当該ちり紙は貴所で被収容者に交付されているものと同じメーカーの同種のものですか。また、その枚数も合わせてご教示ください。

ケ 前項のちり紙が申立人に交付されたのは何月何日ですか。

コ 平成30年12月上旬から前項のちり紙が申立人の手元に届くまでの間、貴所職員が申立人に対して、浣や大便等の汚物を手またはタオルで拭くように述べた事実がありますか。

(6) 同月12日付札幌刑務所回答

ア 記録がないため回答できない。

イ メーカー 王子ネピア（株）
商品名 ホクシーティシュー
素材 資料がなく不詳
用途 日用品として

ウ 照会事項ウにかかる期間中、医師の診察に基づき、申立人に、鼻炎に対する複数の薬剤が処方されており、当所では、これらの薬剤について、処方後速やかに申立人に交付し、申立人自身に所持・保管・服用をさせていた。したがって、照会事項エに係る照会の趣旨が、平成30年11月中の昼食後に、当所職員が、保管している申立人の鼻炎に対する処方薬について、申立人の投薬の願い出があったにもかかわらず、その投薬を行わなかったという趣旨であれば、そのような事実はない。

エ 平成30年12月3日、申立人が提出した便について、便潜血検査が行われた事実はあるものの、申立人が便の採取に複数回失敗した旨の記録はない。

オ 照会事項キの期間中、医師の診断に基づき、申立人に、便秘に対する薬剤が処方されており、当所では、これらの薬剤について、処方後速やかに申立人に交付し、申立人自身に所持・保管・服用をさせていた。

カ 平成30年12月17日に、照会事項クに記載の差出人から申立人に差入れが行われたちり紙は、当所において被収容者に支給して

いるちり紙とは異なるメーカーによって製造されたものであり、その枚数は500枚である。

キ 本件差入れに係るちり紙を申立人に交付した事実はあるものの、その交付の日については、記録がなく、回答することができない。

ク 当所では、受刑者からちり紙不足がしている旨の申出があった場合、不足していることが認められれば、追加分を支給しており、照会に係る期間に限らず、当所職員が、申立人に、溲や大便等の汚物を手またはタオルで拭くよう述べた事実はない。

(7) 令和3年12月23日付照会事項

ア 貴所では、被収容者に対して毎月何日頃にちり紙を交付していますか。

イ 平成30年11月以降現在に至るまで、毎月のちり紙の交付日が大きく変更した事実がありますか。

ウ 貴所では、被収容者が常備薬を工場に持ち込む際に、自由に持ち込むことを認めていますか。もし何らかの手続きが必要であればご教示ください。

エ 前項の質問に対して何らかの手続きが必要であるにご回答いただいた場合、平成30年11月中に申立人が工場に鼻炎の症状を抑える薬剤を持ち込んだ事実およびこれについて交付を受けた事実があればすべてご教示ください。

(8) 令和4年1月21日付回答

ア 照会事項ア及びイについて

被収容者にちり紙を支給した日に係る記録がないため回答できない。なお、当所では、被収容者にちり紙を支給する日について特段指定するなどしておらず、所内の各工場や各居室棟ごとに、当該月の作業状況等を考慮し、適宜の日がちり紙の支給を行っている。

イ 照会事項ウ及びエについて

照会事項ウに記載の「常備薬」について、被収容者に居室において所持させている薬剤を指しているものと解した上で、被収容者が同薬剤を、居室内ではなく就業する工場で服用または使用する場合には、他の被収容者との間での同薬剤の不正授受等の犯則行為を防止するため、職員が、被収容者の申出により同薬剤を服用または使用しているところ、平成30年11月中に、申立人が鼻炎に対する薬剤を申立人の就業する工場で使用するために職員に預けた事実及び

当該工場において職員に対し同薬剤の使用を申し出た事実は認められない。

2 ●●弁護士への照会及び回答事項

(1) 令和3年1月12日付照会事項

ア 貴職は、平成30年12月17日頃、札幌刑務所に収容されている●●●●氏に対して、ちり紙を差し入れましたか。
イ 前項の質問に対して「はい」とご回答いただいた場合、差し入れたちり紙の量・枚数についてご教示ください。
ウ 第1項の質問に対して「はい」とご回答いただいた場合、●●氏が貴職にちり紙の差入れを希望した理由について、●●氏が述べた事実をご教示いただけますようお願いいたします。

(2) 同月19日付回答事項及び2月20日付電話回答事項

ア 差し入れました。
イ 何枚入りなのかは分かりませんが、1個（275円）でした（箱入りなのかどうかも分からない）。
ウ 差入れのご希望は、●●氏のお母様からの電話で伝えられました。平成30年12月14日、ちり紙がなくてすごく困っているから直ぐに差し入れてあげて欲しい、というご連絡でした（お母様は●●在住）。当時、民事で受任している事件があったものの、直ちに打合せが必要な状況ではなかったのですが、かなり切羽詰まった様子で頼まれたので、最短で行ける日程（12月17日）に面会に行き、差入をしました。
当職自身は、お母様から、●●氏がちり紙を欲している理由を特段確認しておらず、交付時にも本人から理由の説明は求めておらず、本人からもお話はありませんでした。

3 申立人の母親（●●●●）への照会及び回答

(1) 令和3年4月12日申立人の母親（●●●●）への照会事項

ア 貴殿のご子息である●●●●氏から、平成30年12月頃、ちり紙の差入れを求める連絡はありましたか。
イ 前項の質問に「はい」とご回答いただいた場合、ちり紙の差入れを求める具体的な理由について本人が述べていることがあればご教示ください。
なお、もし本人の直筆の手紙などの記録をお持ちであれば、写し

をご郵送いただけますと幸甚です。

(2) 同年5月12日付回答事項

申立人の母親から以下の内容の手紙の写しを受領した。

手紙の内容（抜粋）（平成30年12月11日付）

記

急ぎ弁護士の●●●●先生（中略）に連絡して、（中略）ちり紙の差し入れを早めにしていただきたい！！新しい工場に来て“人数が多いから”を理由に昼に“アレルギー”の薬を止めたところ、鼻水がひどくなったのと、今月の始めに腹を下してしまいちり紙の増数を申し出たところ、“一ヶ月の枚数は決まっている。先月もやったべや！毎月はやらん！特別購入もさせない。と言われ、元々便秘なので下剤をもらっているのですがちり紙が足りなくなったら辛いので我慢しているのですがそうしたらクソが硬くなり出血が凄くなり参っています。今迄居た工場より人数が少ないのに” 願いごと “の願箋は1人1回等と言われ、法テラスや裁判にかかわる事もできず、正直、人権センターと弁護士に相談しなくては生活できない所まで追い込められています（泣）。（中略）先生と相談した上で動きますので” ちり紙を急ぎで！！ “と伝えてください。

以上

第4 当委員会の判断

1 上記調査資料から認定した事実

これまでの調査により、申立人は、平成30年12月上旬に複数回、刑事施設職員に対して、ちり紙の追加交付を求めたが、これに対応した刑事施設職員はこれをいずれも認めず、その結果、申立人は遅くとも平成30年12月11日から17日迄の間、ちり紙の使用に支障を来し、不衛生な環境に置かれた事実が認められる。

2 上記認定の理由は以下のとおりである。

上記事実を直接認定する資料は申立人の供述であるが、かかる供述は以下の理由により信用できる。

①申立人は、平成30年12月11日付の母親に宛てた手紙において、

ちり紙の追加交付を刑事施設職員に依頼したところ、同職員から「一ヶ月の枚数は決まっている。先月もやったべや。毎月はやらん。特別購入はさせない」と言われて断られたという趣旨の記載があり、人権侵害行為が発生したと述べる時期と近接した日時に、当該行為と同内容の事実が記録されていること

②同手紙において申立人は、母親に対して●●●●弁護士にちり紙の差入れをしてもらうように伝言したところ、母親から依頼を受けた同弁護士が、実際に同月17日に札幌刑務所に赴き、申立人に対してちり紙を500枚差し入れており、人権侵害状態の解消のために第三者が実際に行動を起こしていること

③ちり紙が不足するに至った事情について、申立人は以下のとおり述べている。

すなわち、平成30年11月当時、申立人には鼻炎の症状があったところ、この症状を抑える薬剤について、昼食後に刑事施設職員から交付を受けることが出来ずにいたため症状が再発していたことや、また、この頃便潜血検査が行われたが、当時申立人は便秘のため整腸剤を服用していたため便が軟化しており便の採取に複数回失敗していたため、これらの理由によりちり紙を多く使用していたと具体的に述べている。

これらの事実については、申立人が母親に宛てた前記手紙にも同趣旨の記載がある上、札幌刑務所も、申立人には平成30年11月当時、鼻炎の症状がありこれを抑える薬剤の処方を受けていたこと、同月中は就労工場の刑事施設職員に対して同薬剤を預けていなかったこと、申立人はこの当時整腸剤を服用していたこと、平成30年12月3日に便潜血検査が行われたことをそれぞれ認めており、申立人の供述と一致している。

このように、申立人の供述は、日付について若干の齟齬はあるものの、骨子となる事実についてはこれを裏付ける各資料によりその信用性が補強されることから、前項記載の事実を認定した。

また、ちり紙の用途が一般的には鼻をかむことや用便や汚物の拭き取りに用いられていることからすれば、申立人もこうした用途でちり紙を使用しており、手元のちり紙が不足しているために、それに支障を来す不衛生な状況に置かれていたと認められる。

- 3 これに対して札幌刑務所は、申立人からちり紙の追加交付の訴えがあったか否かについては記録がないと回答しているものの、自弁の物を除き毎月ちり紙を400枚支給し、不足の申出があった場合、不足していることが認められれば追加分を支給している、とも述べている。

しかしながら、実際にそのような運用がされていたのであれば、被収容者において、わざわざちり紙を第三者から差入れてもらうということが起きることは考えがたい。

なぜなら、被収容者においてちり紙が不足していれば追加交付を刑務所に求めるのが一般的な行動であり、刑務所が上記回答のとおり対応していればちり紙が交付されたはずだからである。

また、ちり紙が不足していないのであれば、第三者に対してその差入れを依頼することも一般的には考えられない。

そうすると、わざわざちり紙を一点だけ差し入れてもらったという事実は、申立人においてちり紙が手元になく、かつ、刑務所から交付されておらず、自身で購入することもできないため、第三者から差し入れてもらう必要があったと認めるのが合理的である。

以上より、申立人は刑事施設職員に対してちり紙の追加交付を求めたにもかかわらず、これが認められずに、遅くとも平成30年12月11日から同月17日までの間、ちり紙を用いることができず、鼻をかむことや用便に支障が生じ、不衛生な環境下に置かれた事実が認められる。

4 人権侵害性

刑事収容施設法56条には「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と定められている。

同条は、被収容者が刑事施設への収容によってその行動の自由を制限され、生活全般にわたり規制を受けることから、被収容者の生命及び健康の維持に関しては刑事施設の重要な一次的任務であることを明示したものであり、個人の人格権（憲法第13条）及び生存権（憲法第25条）にその淵源を求めることができる。

本条における「保健」とは、被収容者の健康状態を保つことであり、疾病の予防や積極的な健康増進を含む。また、「衛生」とは、刑事施設内を被収容者の病気などを防ぐために必要な清潔で健康的な状態を保つことを言う（逐条解説刑事収容施設法218頁）。

ちり紙が不足している状態は、鼻をかんだり用便の始末に支障が生じ、被収容者が鼻をかむことができず鼻炎の症状を悪化させたり、用便後の肛門の拭き取りができず不潔な状態になったり、必要以上に用便を我慢して便秘症になったりする可能性があり、かかる状態が少なくとも6日間継続しているのであれば、被収容者は著しく不衛生な環境に置かれていると言わ

ざるを得ず、社会一般の保健衛生水準に達する措置を講じたものとは認められない。

したがって、自弁のちり紙がない被収容者に対して追加交付の要請にもかかわらず、6日間もの間ちり紙を支給しないことは、本条に違反し、人権侵害であると認められる。

第5 結論

以上より、札幌刑務所が自弁のちり紙を所持していない申立人に対して、少なくとも平成30年12月11日から同月17日迄の間、その求めにもかかわらずちり紙を支給しなかったことは人権侵害に当たることから、別紙勧告書主文のとおり勧告をすべきである。

〔参照条文〕

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(保健衛生及び医療の原則)

第五十六条 刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。